

平成 24 年 9 月 29 日制定
平成 24 年 11 月 18 日改定
平成 26 年 7 月 5 日改定
平成 27 年 11 月 26 日改定
平成 28 年 9 月 17 日改定

公益社団法人 日本顕微鏡学会 役員選出規程

(目的)

第 1 条 この規程は公益社団法人日本顕微鏡学会の会長、会長を除く理事、監事（以下役員という）及び補欠の役員の選出に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(候補者の選出方法)

第 2 条 役員候補者は、選挙管理委員会が受け付けた順による立候補者リストに基づき、全国一斉に実施する正会員による無記名投票によって決定する。

- 2 役員候補者を選出するための選挙は、選挙管理委員会の管理のもとで実施する。
- 3 役員候補者の選出は、会長、会長を除く理事、監事のそれぞれについて行う。
- 4 会長を除く理事候補者選挙においては、各正会員は所属する支部の立候補者についてのみ無記名で投票し、支部単位で選出する。

(選挙管理委員会)

第 3 条 この選挙の管理執行に関しては、別に定める選挙管理委員会が行う。

(立候補の要件)

第 4 条 役員候補者への立候補は、自薦または推薦を受けて本人が承諾した場合の二種類とし、どちらの場合も立候補として扱う。

- 2 会長候補者への立候補には正会員二名、会長を除く理事候補者及び監事候補者への立候補者には正会員一名の推薦を必要とする。
- 3 立候補者は、所定の期日までに選挙管理委員会に立候補を届け出る。
- 4 会長候補者、会長を除く理事候補者、監事候補者はそれぞれ重複して立候補することはできない。
- 5 会長候補者として推薦を受ける場合は、推薦人は被推薦者の所属支部に関わらず推薦できる。
- 6 会長を除く理事候補者として推薦を受ける場合は、推薦人は被推薦者と同一の支

部に所属する正会員とする。また会長を除く理事候補者として同一の推薦人が推薦する人数は、各支部で選出される定数（補欠を含む）を最大とする。

- 7 役員候補者への立候補者は代議員選挙にも立候補する。

（役員の定数）

第5条 役員(会長及び会長を除く理事、監事)の定数は定款に定める範囲内において理事会で定める。

- 2 各支部から選出される理事の定数は、選挙が行われる年度開始時の各支部の正会員数の割合に応じて選挙管理委員会が発議し理事会で定める。

（役員の選任方法）

第6条 通常総会において、会長候補者、会長を除く理事候補者及び監事候補者の内から、次期の会長、会長を除く理事、監事をそれぞれ選任する。

- 2 会長候補者は、総会で理事として選任決議される。
- 3 理事候補者は、総会で1人ずつ理事として選任決議される。但し、総会の議長が理事の選任について一括採決を提案し、その同意があった場合はこの限りではない。
- 4 総会にて選任された理事は総会終了後、直ちに理事会を開催し、会長、副会長、常務理事を互選により選任する。
- 5 会長候補者が前項の理事会で会長として選任されなかった場合は、再度正会員による会長候補者選挙を行う。
- 6 理事が在任期間中に支部を移動した場合でも、理事資格は喪失しない。但し、海外へ移動した場合、及び会員資格を失った場合は理事資格を喪失する。
- 7 会長及び副会長を選任した理事会の議事録署名人は、出席したすべての理事及び監事とする。

（会長を除く理事及び監事の補欠の選任）

第7条 会長を除く理事及び監事に欠員が生じた場合、または本規程第6条第6項の事由により理事資格を喪失した場合は、予め選挙された補欠役員候補者を理事または監事に選任する。

- 2 補欠役員候補者の役員への選任順序は、得票数、役員経験者、年齢の若い順とし理事会で定める。
- 3 補欠役員候補者の役員への選任決議は、欠員が生じた時点から起算して最も早い定期総会で行う。

付則

- 1 この規程は、理事会の決議により変更することが出来る。
- 2 本改定規程は 2023・24 年度の役員選挙から適用する。